



平成28年11月18日

各 位

会 社 名 株式会社カワタ
代表者名 代表取締役社長 白井 英徳
(コード：6292、東証第二部)
問合せ先 取締役管理部門統括 白石 亙
(TEL. 06—6531—8211)

株主代表訴訟の判決に関するお知らせ

平成25年6月7日付「株主代表訴訟に関するお知らせ」にて公表いたしました、当社個人株主1名から、当社代表取締役（当時）2名に対して損害賠償を請求する株主代表訴訟に関しまして、本日判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

- (1) 裁判所：大阪地方裁判所
- (2) 判決日：平成28年11月18日

2. 原告

太田 敏正

3. 被告

当社代表取締役社長（当時） 湯川 直人
当社代表取締役常務取締役（当時） 尾崎 彰

4. 当該訴訟の内容

株式会社カワタにおける、平成24年3月26日付取締役会決議に基づく、株式会社レイケンの株式譲渡契約締結について、同決議に加わった代表取締役である被告に対して責任追及し、金6億2,500万円の支払い等を求めたものです。

5. 判決に至るまでの経緯

- 平成24年12月12日 本訴訟の原告株主から当社監査役（当時）3名に対し、取締役が善管注意義務違反があることから、損害賠償請求を行なうよう「提起請求」がなされる。
- 平成25年2月4日 監査役が詳細な調査を行なった結果、取締役に忠実義務違反及び善管注意義務違反はないものと判断し、監査役は原告株主に対して、「不提訴理由通知書」にて取締役を提訴しない旨を通知。
- 平成25年5月16日 本訴訟の原告株主から、当社代表取締役（当時）2名に対して損害賠償を請求する株主代表訴訟を提起。
- 平成25年6月7日 当社取締役会にて、被告（代表取締役2名）側へ補助参加をすることを決定。
- 平成28年11月18日 大阪地方裁判所にて、判決の言い渡し。

6. 判決の内容（要旨）

判決の内容は以下のとおりであります。

- （1）原告の請求をいずれも棄却する。
- （2）訴訟費用（補助参加に要した費用も含む）は原告の負担とする。

7. 今後の見通し

今後開示すべき事象が生じた場合、速やかにお知らせいたします。

以 上